

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月24日 03時48分ごろ
発生場所	新潟県粟島浦村粟島漁港 粟島港東防波堤灯台から真方位100° 280m付近 (概位 北緯38° 28.0′ 東経139° 15.6′)
事故の概要	漁船 ^{こうせい} 広清丸は、出航中、また、漁船 ^{ふくじゆ} 福寿丸は、入航中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 広清丸、4.32トン NG3-11309（漁船登録番号）、個人所有 第220-7314号（船舶検査済票の番号） B 漁船 福寿丸、2.5トン NG3-17313（漁船登録番号）、個人所有 第220-18554号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 左舷舷縁部及び操舵室左舷側窓の破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、刺し網漁の操業を行う目的で粟島漁港の港口付近を出航中、粟島漁港北防波堤（以下「北防波堤」という。）南東端付近で船首方を航行していた出航船が左転したように見えたのでその動向に注意し、同船の左舷灯が見えなかったので左転したところ、船首方至近にB船を認め、主機を中立としたもののB船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、刺し網漁の操業を終えて粟島漁港の港口付近を入航中、北防波堤南東端付近に出航船を認め、右舷に見る北防波堤に寄せて微速力前進で航行していたところ、出航船の左舷側からB船に接近してくるA船を認め、更に減速して右舵を取ったものの、北防波堤付近に敷設された消波ブロックにより大きく右転することができず、A船と衝突し、船長Bが額に裂創を負った。
分析	A 船は、粟島漁港の港口付近を出航中、船長Aが、船首方の出航船

	<p>に気を取られ、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、入航するB船に気付かずに左転し、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、栗島漁港の港口付近を入航中、船長Bが、右舷に見る北防波堤に寄せて微速力前進で航行していたところ、B船に接近してくるA船を認め、更に減速して右舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、栗島漁港の港口付近において、A船が、出航中、B船が、入航中、船長Aが、船首方の出航船に気を取られ、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに左転し、北防波堤に寄せて微速力前進で航行していたB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 港口付近では、左舷に見る防波堤等からできるだけ遠ざかって航行すること。